



# 第90回定時株主総会 招集ご通知

## 株主総会来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、**株主総会当日のご出席をお控えいただき**、インターネットまたは同封の議決権行使書のご返信での議決権行使をお願いします。

今後の状況変化により、株主総会の実施、運営に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト ([https://www.max-ltd.co.jp/ir/kabunushi\\_soukai.html](https://www.max-ltd.co.jp/ir/kabunushi_soukai.html)) にて、ご案内させていただきます。

昨年から、株主総会ご出席株主様へのお土産のご提供を取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

## 開催情報

会 場

**当社本店 8階会議室**

東京都中央区日本橋箱崎町6番6号

日 時

**2021年6月29日(火曜日)**

午前10時(受付開始 午前9時)

## 決議事項

第1号議案: **剰余金処分の件**

第2号議案: **取締役(監査等委員である取締役を除く。)  
4名選任の件**

第3号議案: **取締役(監査等委員である取締役を除く。)  
に対する役員賞与支給の件**

第4号議案: **当社株式の大規模買付行為に関する  
対応方針(買収防衛策)継続の件**



代表取締役社長  
**黒沢 光照**

## 株主のみなさまへ

マックスは、『人』が尊重され、『人』が成長することにより、会社も成長すると考えており、社是の実現に向けた経営基本姿勢として「いきいきと楽しく力を合わせ、皆揃って成長していく集団を目指す」と定めております。

役員・社員一人ひとりが社是を正しく理解・実践し、事業活動を通して社会課題の解決を図り、株主のみなさま、お客さまをはじめとするステークホルダーとともに、持続的な企業価値の向上を目指しております。

### 社 是

- 一、良い製品を責任をもって供給する
- 一、全従業員の生活の向上と  
人材の養成に努める
- 一、社会に奉仕し、文化に貢献する  
堅実な前進を期する

### 経営基本姿勢

- いきいきと楽しく力を合わせ、  
皆揃って成長していく集団を目指す
- 1.ガラス張りの経営に徹する
  - 2.全員参画の経営に徹する
  - 3.成果配分の経営に徹する

# 株主のみなさまへ

証券コード 6454  
2021年5月28日  
東京都中央区日本橋箱崎町6番6号  
**マツコア株式会社**  
代表取締役社長 黒 沢 光 照

## 第90回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第90回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

近時、日本政府による緊急事態宣言など、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府等から外出自粛が強く要請されております。この要請を受け、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施のうえ、開催させていただくことといたしました。

株主のみなさまにおかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、インターネットまたは書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 具

### 議決権行使についてのご案内

当日  
ご欠席の場合



インターネットにて議決権行使いただく場合

お手元のパソコン、スマートフォン、携帯電話から議決権行使専用ウェブサイト下記URLにアクセスしていただき、画面案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

» <https://www.web54.net>

行使期限 2021年6月28日（月曜日）午後5時30分入力分まで

インターネットによる議決権行使の方法については4ページをご参照ください。



郵送（書面）にて議決権行使いただく場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限 2021年6月28日（月曜日）午後5時30分到着分まで

当日  
ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

開催日時 2021年6月29日（火曜日）午前10時

開催日時

2021年6月29日(火曜日)午前10時  
(受付開始時刻 午前9時)

開催場所

東京都中央区日本橋箱崎町6番6号  
当社本店 8階会議室

本年も、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数に限りがございます。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申しあげます。

目的事項

報告事項

1. 第90期(自2020年4月1日至2021年3月31日)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第90期(自2020年4月1日至2021年3月31日)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案：剩余金処分の件

第2号議案：取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

第3号議案：取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する役員賞与支給の件

第4号議案：当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)継続の件

以上

- 本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本通知発送前に当社ウェブサイトに開示しました。
- 本招集ご通知に際して提供すべき添付書類のうち、次に掲げる事項は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。  
①業務の適正を確保するための体制及びその運用状況、②株式会社の支配に関する基本方針、③連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表、④計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表  
したがって、本添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

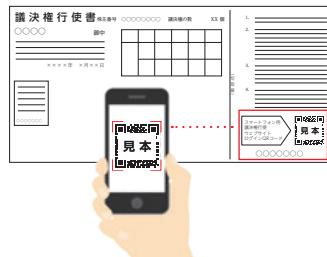
» [https://www.max-ltd.co.jp/ir/kabunushi\\_soukai.html](https://www.max-ltd.co.jp/ir/kabunushi_soukai.html)

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

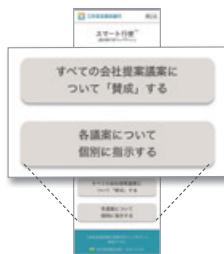
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



### 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ移動できます。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

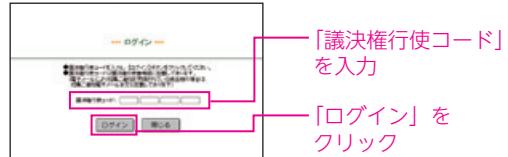
## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net>

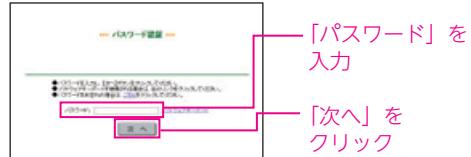
- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### 重複して行使された議決権の取扱いについて

- 書面とインターネットにより二重に議決権行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

**三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル**  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
(受付時間 午前9時～午後9時)

第1号  
議案

## 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりであります。

## 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策のひとつとして位置づけ、事業の成長を図り、事業利益を追求することにより、業績に裏づけされた成果の配分を安定的に行うことを基本方針としております。

これに基づく配当方針を、連結決算を基準に「配当性向40%を下限とし、純資産配当率3.0%を目指します」と定めております。

当期におきましては、当社グループの売上高は前期比8.1%の減収、営業利益は前期比11.9%の減益、経常利益は前期比7.8%の減益、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比6.5%の減益となりました。

当期の期末配当につきましては、配当方針及び財務状況などを鑑み、1株につき48円とさせていただきたいと存じます。

1

配当財産の種類……金銭

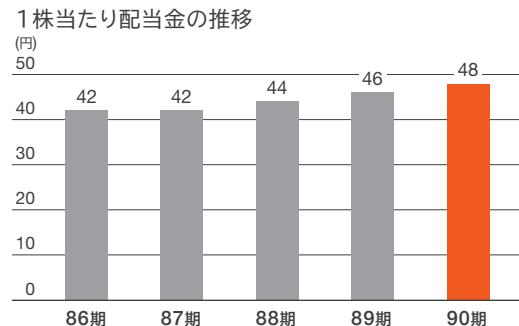
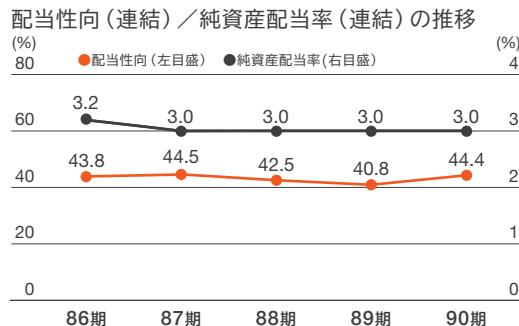
2

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
……当社普通株式1株につき48円 総額2,289,740,928円

3

剰余金の配当が効力を生ずる日……2021年6月30日

## ご参考



第2号  
議案

## 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じであります。)4名の任期は、本総会終結の時をもって満了いたします。つきましては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名諮問委員会の答申を経た取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関し、監査等委員会として事前に検討いたしましたが、特段反対するべき問題は見受けられません。

	氏名	現在の当社における地位 及び担当	取締役会出席状況
1 再任	黒沢 光照 くろさわ みつてる	代表取締役社長	17/17回
2 再任	山本 将仁 やまもと まさひと	常務取締役 上席執行役員営業本部長	14/14回
3 再任	小川 辰志 おがわ たつし	取締役 上席執行役員開発本部長	14/14回
4 新任	角 芳尋 かく よしひろ	上席執行役員 営業本部オフィス機器セグメント担当兼 事業管理グループ部長、販売統括部長	—

(注1) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注2) 当社は、保険会社との間で、役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しています。当該保険契約は、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、また当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補する契約です。なお、候補者全員は当該保険契約の被保険者となります。また、2022年1月の更新時においても同様の内容での更新を予定しています。

候補者番号

**1**

くろさわ  
**黒沢**  
みつてる

光  
**照**

(1955年2月1日生) 66歳

再 任

取締役在任期間 9年 所有する当社の株式 26,800株

## 取締役候補者とした理由

黒沢 光照氏は、タイの生産子会社社長、環境・品質保証部長、開発本部長等様々な部門を経験し、2017年から代表取締役社長を務めており、当社グループの事業及び会社経営についての豊富な経験を有しています。この経験を活かし、引き続き取締役として当社グループの経営の執行と監督に充分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

**2**

やまもと  
**山本**  
まさひと

将仁

(1964年3月19日生) 57歳

再 任

取締役在任期間 1年 所有する当社の株式 8,900株

## 取締役候補者とした理由

山本 将仁氏は、生産技術部門を経て、米国販売子会社社長を経験するなど、技術及び海外マーケットに関する深い知見があり、2017年から海外営業部長を、2020年から営業本部長を務めており、当社グループの事業及び会社経営についての豊富な経験を有しています。この経験を活かし、引き続き取締役として当社グループの経営の執行と監督に充分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者といたしました。

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年	4月	当社入社
2005年	7月	同生産本部Nプロ部長
2005年	9月	同生産本部付MAX (THAILAND) CO.,LTD.代表取締役社長
2008年	4月	同生産本部生産技術部長
2009年	10月	同生産本部玉村工場長
2010年	4月	同執行役員生産本部玉村工場長兼藤岡工場担当
2010年	11月	同執行役員品質保証部長
2011年	1月	同執行役員環境・品質保証部長
2012年	6月	同取締役執行役員環境・品質保証部長
2014年	4月	同取締役上席執行役員開発本部長
2015年	4月	同常務取締役上席執行役員開発本部長
2017年	4月	同代表取締役社長、現在に至る

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年	4月	当社入社
2007年	4月	同営業本部海外営業部付MAX USA CORP.代表取締役社長
2014年	5月	同営業本部RB事業推進室長代理
2015年	10月	同営業本部海外営業部 IP DIVISION部長兼RB事業推進室長
2017年	4月	同執行役員営業本部海外営業部長兼IP DIVISION部長兼RB事業推進室担当
2018年	4月	同執行役員営業本部海外営業部長兼IP DIVISION部長兼RB事業推進室担当兼インダストリアル機器セグメント担当
2018年	10月	同上席執行役員営業本部インダストリアル機器セグメント担当兼海外営業部長兼IP DIVISION部長兼RB事業推進室担当
2020年	6月	同取締役上席執行役員営業本部長
2021年	4月	同常務取締役上席執行役員営業本部長、現在に至る

候補者番号

**3**

おがわ 小川 たつし 辰志  
(1964年9月9日生) 56歳

再任

取締役在任期間 1年 所有する当社の株式 7,800株

## 取締役候補者とした理由

小川 辰志氏は、インダストリアル機器部門の開発設計業務を通じて技術的知見を深耕し、研究開発部長や開発本部開発設計部長などを経て、2017年から開発本部長を務めており、当社グループの事業及び会社経営についての豊富な経験を有しています。この経験を活かし、引き続き取締役として当社グループの経営の執行と監督に充分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

**4**

かく 角 よしひろ 芳尋  
(1961年10月1日生) 59歳

新任

所有する当社の株式 15,500株

## 取締役候補者とした理由

角 芳尋氏は、営業部門及び経営企画部門における業務遂行を通じて、当社グループの事業及び会社経営についての豊富な経験を有しています。また、海外営業部長の経験から国際感覚も豊かであり、これらの経験を活かし、取締役として当社グループの経営の執行と監督に充分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者といたしました。

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年	4月	当社入社
2010年	10月	同開発本部第1設計グループ部長代理
2012年	10月	同開発本部開発設計部第1設計グループ部長
2013年	10月	同研究開発部長
2015年	4月	同執行役員開発本部開発設計部長兼設計品質グループ部長
2017年	4月	同執行役員開発本部長兼開発設計部長兼設計品質グループ部長
2019年	10月	同上席執行役員開発本部長兼開発設計部長兼設計品質グループ部長
2020年	6月	同取締役上席執行役員開発本部長、現在に至る

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年	4月	当社入社
2011年	4月	同経営企画室長
2012年	4月	同執行役員経営企画室長
2013年	6月	同取締役執行役員経営企画室長
2013年	10月	同取締役執行役員営業本部海外営業部長
2015年	6月	同監査等委員設置会社への移行に伴い取締役退任、主幹執行役員営業本部海外営業部長
2017年	4月	同主幹執行役員営業本部販売統括部長
2018年	4月	同主幹執行役員営業本部オフィス機器セグメント担当兼販売統括部長
2018年	10月	同上席執行役員営業本部オフィス機器セグメント担当兼販売統括部長
2021年	4月	同上席執行役員営業本部オフィス機器セグメント担当兼事業管理グループ部長、販売統括部長、現在に至る

第3号  
議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する 役員賞与支給の件

当期における取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与として総額58,090,000円を支給することいたしたいと存じます。

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給時期などは、取締役会の決議にご一任願いたいと存じます。

なお、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要是事業報告40ページに記載のとおりであります。

本議案は、会社業績や各取締役の実績等を総合的に勘案しつつ、任意に設置している報酬諮問委員会の答申を経て取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

また、本議案に関し監査等委員会として事前に検討いたしましたが、特段反対するべき問題は見受けられません。

## 第4号 議 案

# 当社株式の大規模買付行為に関する 対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、2019年6月26日開催の第88回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「旧プラン」といいます。）の継続についてご承認いただいております。その後、近時の買収防衛策をめぐる環境の変化等を踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させるための取組みとしての旧プランの在り方について、検討を行ってまいりました。

当社は、かかる検討の結果、2021年5月13日開催の当社取締役会において、2021年6月29日開催予定の当社第90回定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、旧プランを一部変更のうえ継続することを決定いたしました（改定後の当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）を、以下「本プラン」といいます。）。変更点は次のとおりです。

- ① 本プランが経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足し、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日より適用しております「コーポレートガバナンス・コード」の内容その他の買収防衛策に関する公的な指針及び実務・議論等を踏まえて設計されている旨を追記いたします。
- ② その他、所要の文言等の修正をいたします。

本プランの継続を決定した当社取締役会には、社外取締役3名を含む取締役8名全員が出席し、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の意見を述べました。

なお、当社は、2021年5月13日現在、特定の第三者より大規模買付行為（下記Ⅲ. 2. (1)において定義します。以下同じとします。）に関する具体的な提案は受けておりません。

本議案は引き続き株主共同の利益を守るために、本プランを継続することにつき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

## I .当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場企業である以上、当社株式の売買は、株主・投資家の皆様の自由な判断においてなされるのが原則であり、当社に対して大規模買付行為が行われた場合においても、これに応じるか否かの判断は、最終的には、当社

株主の皆様に委ねられるべきものと考えております。大規模買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、近時、わが国の資本市場においては、法制度の変革や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、大規模買付行為を強行するといった動きがみられます。

当社が今後も持続的に企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させていくためには、当社の経営理念、事業特性及びステークホルダーとの間に築かれた関係等への深い理解に基づいた経営がなされることが不可欠と考えております。大規模買付者（下記Ⅲ. 2. (1)において定義します。以下同じとします。）により当社の経営理念、事業特性及びステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不十分なまま当社の経営がなされるに至った場合、当社の企業価値及び株主共同の利益は毀損されることになります。従いまして、企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

## II.当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する取組みとして、下記Ⅲ. に記載するもののほか、企業価値及び株主共同の利益の向上に向けて、次のとおり取組みを行っております。

当社は、1942年に創業以来、時代のニーズをいち早く捉えながら、技術の研鑽に努め、国産初の小型ホッチキス・手動式ネイラを1942年から1950年代の創業期に世に送り出し、これらの商品がお客様の信頼を得て、今日の事業基盤を確立しました。

当社は、「人」が尊重され、「人」が成長することによって、会社も成長すると考えており、「ガラス張りの経営」、「全員参画の経営」、「成果配分の経営」の3つを柱として、「いきいきと楽しく力を合わせ、皆揃って成長していく集団を目指す」という経営基本姿勢の下、お客様と共に成長するマックスを創るために、社員一人ひとりが事業の成長を担う主体となる意識改革を進め、事業成長と収益構造の強化を目指し、全社を挙げて取り組んでおります。

当社の事業は、ホッチキス、タイムレコーダ、ビーポップ等のオフィス機器や釘打機、エアコンプレッサ、コンクリートツール等の産業用機器にとどまらず、浴室暖房換気乾燥機、ディスポーザ等の住宅用機器など、幅広く構成されております。当社の経営は、これらの分野におけるマーケティングノウハウや豊富な事業経験に基づいて、次代を見据えた新製品開発、技術力強化等に取り組んでおります。また、株主・投資家の皆様、お客様、お取引先様など、当社をご支援いただく関係先様のご理解・ご信頼を基に、企業価値及び株主共同の利益の向上に邁進しております。当社は、これからも「使う人が満足するモノづくり」にこだわり続けることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に努めてまいります。

### Ⅲ.会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、大規模買付行為が行われる場合には、上記Ⅰ.に記載した会社支配に関する基本方針に照らし、以下のとおり一定の合理的なルール（大規模買付ルール）に従っていただくこととし、これを遵守しなかった場合及び遵守した場合につき一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

#### 1. 大規模買付ルール設定の目的

近時、わが国の資本市場においては、法制度の変革や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、大規模買付行為を強行するといった動きがみられます。こうした事情に鑑み、当社取締役会は、大規模買付行為に際して、当社株主の皆様がこれに応じるか否かの判断を適切に行うために、当社株主の皆様の判断に必要かつ十分な情報が提供できるよう、大規模買付行為に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設けることとしました。

#### 2. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、①大規模買付者から事前に、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）が提供され、それに基づき、②当社取締役会が当該大規模買付行為について評価・検討を行うための期間を設け、③かかる期間が経過した後に大規模買付行為が開始される、というものです。具体的には、以下のとおりです。

##### （1）対象となる大規模買付行為

本プランは、以下の①又は②に該当する当社株券等の買付け又はこれに類似する行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付者は、あらかじめ本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

- ① 特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とする目的とする当社株券等（注3）の買付行為
- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為

## (2) 意向表明書の当社への提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、当該大規模買付者が大規模買付行為に際して大規模買付ルールに従う旨の誓約文言等を日本語で記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を、当社の定める書式により提出していただきます。

意向表明書に記載していただく具体的な内容は以下のとおりです。

### ① 大規模買付者の概要

- (i) 氏名又は名称及び住所又は所在地
- (ii) 設立準拠法
- (iii) 代表者の役職及び氏名
- (iv) 国内連絡先
- (v) 会社等の目的及び事業の内容
- (vi) 会社等の大株主又は大口出資者の内容

### ② 提案する大規模買付行為の概要

### ③ 現に保有する当社株式の数及び今後取得予定の当社株式の数

### ④ 大規模買付ルールに従う旨の誓約

## (3) 大規模買付情報の提供

当社取締役会は、意向表明書の受領後10営業日以内に、当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。大規模買付者には、当該リストの記載に従い、大規模買付情報を日本語で記載した書面を当社取締役会に提出していただきます。大規模買付情報の具体的な内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、及びファンドの場合は各組合員その他の構成員）の詳細（具体的な名称、資本構成、事業内容、財務内容等を含むものとします。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付対価の価額・種類、買付期間、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性等を含むものとします。）
- ③ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含むものとします。）の保有株式の数
- ④ 買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付けに係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容。そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含むものとします。）
- ⑤ 買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含むものとします。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含むものとします。）

- ⑥ 大規模買付行為後に意図する当社グループの経営方針、事業計画、役員構成（候補者の氏名及び略歴、就任に関する候補者の内諾の有無、並びに当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、資本政策及び配当政策等
- ⑦ 大規模買付行為後における、大規模買付者のグループ内における当社グループの役割
- ⑧ 大規模買付行為後の当社グループの取引先、顧客、地域関係者、従業員及びその他の利害関係者への対応方針
- ⑨ 大規模買付者等が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的な内容
- ⑩ 大規模買付者等が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間に合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的な内容
- ⑪ 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的な方策

なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不十分と考えられる場合には、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報を提供していただくことがあります。

但し、大規模買付者からの情報提供の迅速化と、当社取締役会が大規模買付者に情報提供を要請し大規模買付者がこれに応答する期間（以下「情報提供期間」といいます。）を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、情報提供期間を、当社取締役会が大規模買付者に対し、最初に大規模買付情報のリストを交付した日の翌日から起算して最長で60日間とし、仮に大規模買付者から必要な情報が十分に提供されない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、当社取締役会による評価・検討を開始するものといたします。

当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が十分になされたと判断した場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を公表いたします。情報提供期間は、当社取締役会が情報提供完了通知をした日又は上記の上限に達した日のいずれか早い日をもって満了するものとします。

また、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

#### (4) 当社取締役会による評価・検討

当社取締役会は、情報提供期間が満了した後、大規模買付行為の評価・検討の難易度に応じて、最長60日間

(対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合)、又は最長90日間（その他の大規模買付行為の場合）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えます。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮詢するとともに、適宜必要に応じて弁護士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、特別委員会の勧告と合わせて大規模買付者に通知するとともに、公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります（特別委員会につきましては、下記4. をご参照ください。）。

当社取締役会が、取締役会評価期間内に意見の公表、条件の改善、代替案の提示又は下記「3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に定める対抗措置を講じるか否かの判断を行うに至らない場合には、必要な範囲で取締役会評価期間を延長することができるものとします（但し、延長期間は最長30日間とします。）。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間の延長を必要とする理由、延長期間、その他適切と思われる事項について、大規模買付者に通知するとともに速やかに情報開示を行います。

大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

### 3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

#### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令及び当社定款が当社取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」といいます。）をとり、大規模買付行為に対抗することができます。具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。

当社取締役会が具体的な対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の概要は、別紙1記載のとおりとします。なお、新株予約権無償割当てを行う場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項を設けることがあります。

#### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行うにとどめ、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様にお

いて、当該買付提案の内容及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただることになります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を発動することがあります。具体的には、以下①～⑧の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合に該当するものと考えます。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて、高値で株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを行っていると判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）。
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなどの目的で当社株式の買付けを行っていると判断される場合。
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で当社株式の買付けを行っていると判断される場合。
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って、当社株式の高価売り抜けをする目的で当社株式の買付けを行っていると判断される場合。
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の価額・種類、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合。
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等を行うことをいう。）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない。）。
- ⑦ 大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者との関係を含む当社の企業価値の毀損が予想されるか、若しくは当社の企業価値の維持及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合。

⑧ 中長期的な観点において、大規模買付者が支配権を取得した場合の当社の将来の企業価値が、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の将来の企業価値と比較して著しく劣後すると合理的な根拠をもって判断される場合。

### (3) 対抗措置発動の停止等について

大規模買付行為に対して、当社取締役会が具体的な対抗措置を講じることを決定した後、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合のほか、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断し、かつ対抗措置の発動により生ずる株主の皆様の権利の確定前である場合には、当社取締役会は、特別委員会（下記4.（1）及び別紙2をご参照ください。）の意見又は勧告を十分尊重したうえで、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。

逆に、大規模買付行為に対して、当社取締役会が対抗措置の発動をしないことを決定した後であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される状況となった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、特別委員会の勧告を最大限尊重し、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することがあります。

## 4. 対抗措置の公正さを担保するための手続

### (1) 特別委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、並びに大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的とした対抗措置をとるか否かについては、当社取締役会が最終的判断を行いますが、当社取締役会は、大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会の判断の合理性、公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置いたします。その概要につきましては、別紙2をご参照ください。

### (2) 対抗措置発動時の手続

当社取締役会が対抗措置を発動する際には、弁護士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家の助言を得ながら、大規模買付者から提供を受けた大規模買付情報に基づいて、当該大規模買付行為の具体的内容や、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響等を検討するものとします。

また、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、その判断の公正さを担保するために特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮詢し、特別委員会はこの諮詢に基づき、当社取締役会に対し対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会の勧告に原則として従います。

## 5. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

### (1) 大規模買付ルールが株主・投資家の皆様に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見の提供、さらには、必要に応じて当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報の下で、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をしていただくことが可能となります。

従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3. に記載したとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向及びそれに対する当社の対応にご注意ください。

### (2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合及び大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、大規模買付者以外の株主の皆様が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則等に従って、適時適切な公表を行います。

従いまして、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者及び当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行おうとする大規模買付者については、対抗措置が講じられた場合において、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようあらかじめ注意を喚起するものです。

また、特別委員会の意見又は勧告を受けて、当社取締役会が対抗措置の発動の停止を対抗措置の発動により生ずる株主の皆様の権利の確定前に行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、対抗措置の発動に係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

### (3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要となる手続

対抗措置として行う新株予約権無償割当ては、別途当社取締役会が決定し公告する割当期日における当社の

最終の株主名簿に記録された当社株主の皆様に対して行います。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。但し、取得条項付新株予約権の無償割当てがなされる場合には、当社が取得の手続をとることにより、株主の皆様は行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することとなります。

なお、この場合、当社が新株予約権の取得の対価として株式を交付するため、振替株式を記録するための振替口座の情報の提供をお願いすることがあります。これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権無償割当てを行うこととなった際に、法令及び金融商品取引所規則等に基づき別途お知らせいたします。

## 6. 本プランの有効期間及び継続・変更等の手続

本プランの有効期間は、2021年6月29日開催の第90回定時株主総会の終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以後、2年毎の定時株主総会前に開催される当社取締役会において、本プランを継続するか否かを検討し、継続することを決定した場合、その年の定時株主総会において議案としてお諮りすることにより、継続の可否につき、株主の皆様のご意向を確認させていただきます。

また、当社取締役会は、会社法及び金融商品取引法等の関係法令の整備・改正等を踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランを見直してまいりたいと考えております。本プランの変更が必要と判断した場合は、その都度、直近で開催される定時株主総会においてその変更内容につき議案としてお諮りすることにより、株主の皆様のご意向を確認させていただきます。

なお、本プランの有効期間満了前であっても、株主提案権を持つ当社株主の皆様は、会社法の定めに従い、本プランの廃止を株主総会の目的とすることを請求することができます。

## 7. 本プランの廃止

本プランの導入後、有効期間満了前であっても、次のいずれかに該当する場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

- ① 当社の株主総会において、本プランの導入又は継続の議案が承認されなかった場合、あるいは本プランを廃止する旨の議案が承認された場合。
- ② 当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合。

## IV.本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

### 1. 本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、特別委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本プランは、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しております。

また、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しております。

このように本プランは、会社支配に関する基本方針の考え方方に沿って設計されたものであるといえます。

### 2. 本プランが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

上記Ⅰ.に記載したとおり、会社支配に関する基本方針は、当社の株主共同の利益を尊重することを前提としています。本プランはかかる会社支配に関する基本方針の考え方方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としております。本プランによって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができるので、本プランは当社の株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

また、本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足し、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日より適用しております「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5 いわゆる買収防衛策」の内容その他の買収防衛策に関する公的な指針及び実務・議論等を踏まえて設計されており、かつ、本プランの継続につきましては、定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ることとしておりますので、本プランは当社の株主共同の利益を損なわないものと考えております。

### 3. 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランは、大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの設定や対抗措置の発動を行うものです。本プランは当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前にかつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は、かかる本プランの規定に従って行われます。

また、大規模買付行為に関して、当社取締役会が評価・検討、取締役会の意見の提供、代替案の提示及び大規模買付者との交渉を行い、又は対抗措置を発動する際には、外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告に原則として従うこととしています。このように本プランには、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれておりますことから、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

以上

(注1) 特定株主グループとは、( i ) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものと含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。）を意味します。

(注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、( i ) 特定株主グループが（注1）の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有株割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も加算するものとします。）又は(ii) 特定株主グループが（注1）の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下同じとします。

(別紙1)

## 新株予約権無償割当てを行う場合の概要

### **1. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定**

#### ① 新株予約権の内容及び数

新株予約権の内容は下記2. の記載に基づくものとし、新株予約権の数は当社取締役会で定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、当社の有する当社株式の数を控除する。以下同じ。）と同数とする。

#### ② 新株予約権の割当ての対象となる株主及びその割当方法

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てる。

#### ③ 新株予約権無償割当ての効力発生日

当社取締役会が別途定める日とする。

### **2. 新株予約権の内容**

#### ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は原則として1株とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合には、所要の調整を行うものとする。

#### ② 新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その当社株式1株当たりの価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

#### ③ 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当ての効力発生日又は当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で当社取締役会が別途定める期間とする。但し、新株予約権の取得がなされる場合は取得日の前営業日までとする。

#### ④ 新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等に行使を認めないこと等を新株予約権の行使条件として定める場合がある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

#### ⑤ 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

#### ⑥ 当社による新株予約権の取得

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等以外の者が保有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができること等を新株予約権の取得条項として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。但し、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定していない。

#### ⑦ その他

その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以 上

## 特別委員会規則〈概要〉

### 1. 特別委員会の設置及び委員の選任、解任

- ① 特別委員会は、当社取締役会の決議により設置する。
- ② 特別委員の人数は3名以上とする。
- ③ 特別委員は、当社社外取締役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は取締役等役員として経験のある社外者の中から選任する。
- ④ 特別委員の選任及び解任は当社取締役会の決議により行う。

### 2. 特別委員の任期

特別委員の最初の任期は、選任の日以後、最初に開催される当社定時株主総会終結の時までとする。当該定時株主総会にて、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（本プラン）に係る議案が承認された場合、特別委員の任期は、当該定時株主総会の日から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで延長されるものとし、その後も同様とする。但し、当社取締役会の決議により特段の定めをした場合は、この限りではない。

### 3. 特別委員会の権限

- ① 特別委員会は、本プランの発動の是非について、大規模買付者から提供された大規模買付情報、当社取締役会の意見及び代替案、並びに独立した第三者の助言等を基に検討のうえ決議し、当社取締役会に対して勧告するものとする。
- ② 特別委員会は、大規模買付者から提供された大規模買付情報で、検討に必要な情報が不足していると判断したときは、大規模買付者に対して情報の補完を請求するよう当社取締役会に求めることができる。
- ③ 特別委員会は、当社取締役会による意見及び代替案で、検討に必要な情報が不足していると判断したときは、当社取締役会に対して情報の補完を求めることができる。
- ④ 特別委員会は、上記①～③のほか、大規模買付行為に関して当社取締役会から諮問を受けた事項について、当社取締役会に対して意見を述べ又は勧告することができる。

### 4. 第三者の助言

特別委員会は、必要に応じて、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

### 5. 特別委員会の決議

特別委員会の決議は、特別委員会を構成する委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、疾病その他やむを得ない事由により出席できない委員が存在する場合には、他の委員の承認のうえ、当該委員を除く委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

(ご参考)

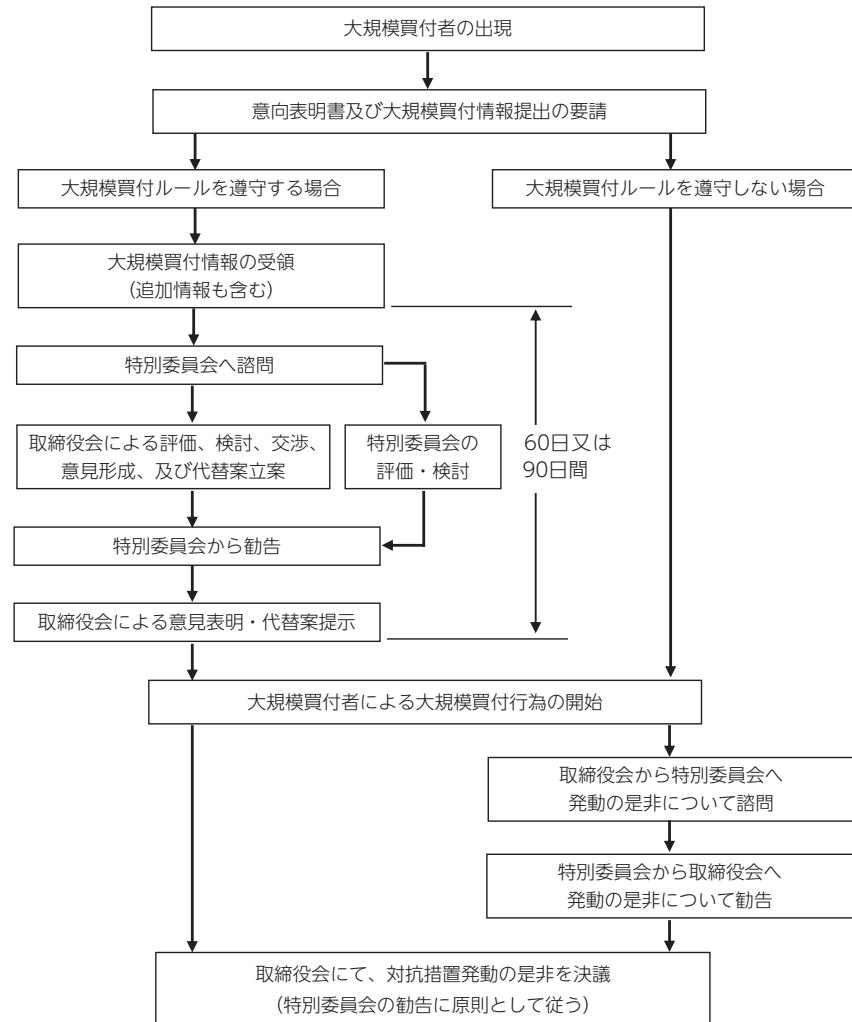
## 特別委員会の委員の略歴

氏名 (生年月日)	略歴
ひらた みのる <b>平田 稔</b> (1953年9月26日生)	<p>1977年 9月 本島公認会計士共同監査事務所入所</p> <p>1982年 3月 公認会計士登録</p> <p>1991年 7月 監査法人朝日新和会計社（現有限責任 あずさ監査法人）社員</p> <p>2002年 6月 朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）代表社員</p> <p>2011年 8月 公認会計士平田稔事務所開設、現在に至る</p> <p>2012年 6月 株式会社カワムラサイクル社外監査役</p> <p>2012年 6月 関東いすゞ自動車株式会社社外監査役、現在に至る</p> <p>2015年 4月 株式会社カワムラサイクル社外監査役退任</p> <p>2015年 6月 当社社外取締役</p> <p>2016年 6月 同特別委員会委員、現在に至る</p> <p>2017年 6月 当社社外取締役（監査等委員）、現在に至る</p> <p>埼玉県信用農業協同組合連合会員外監事</p>
かんだ あさか <b>神田 安積</b> (1963年12月25日生)	<p>1993年 4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）</p> <p>銀座東法律事務所弁護士</p> <p>1999年 4月 レックスウェル法律特許事務所パートナー弁護士</p> <p>2002年 5月 西新橋綜合法律事務所パートナー弁護士</p> <p>2008年 6月 株式会社ワイン・インターナショナル社外監査役</p> <p>2009年12月 弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックパートナー弁護士、現在に至る</p> <p>2010年 4月 第二東京弁護士会副会長</p> <p>2011年 6月 当社補欠社外監査役</p> <p>2014年 4月 ウイン・パートナーズ株式会社社外監査役</p> <p>2015年 3月 日本弁護士連合会事務次長</p> <p>2015年 6月 ウイン・パートナーズ株式会社社外取締役（監査等委員）、現在に至る</p> <p>2016年 6月 当社補欠社外取締役（監査等委員）</p> <p>2018年 6月 同特別委員会委員、現在に至る</p> <p>2019年 4月 当社社外取締役（監査等委員）、現在に至る</p> <p>2021年 4月 日本弁護士連合会常務理事</p> <p>第二東京弁護士会会长、現在に至る</p> <p>日本弁護士連合会副会長、現在に至る</p>
きうち しょうじ <b>木内 昭二</b> (1959年9月8日生)	<p>1983年 4月 小平市役所入所</p> <p>1985年 6月 小平市役所退所</p> <p>1995年 4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）</p> <p>村山法律事務所弁護士</p> <p>2001年 4月 小平市固定資産評価審査委員会委員</p> <p>2004年 7月 津の守坂法律事務所開設、現在に至る</p> <p>2006年 4月 東京家庭裁判所家事調停委員、現在に至る</p> <p>2012年 4月 小平市情報公開審査委員会委員</p> <p>2013年 4月 第二東京弁護士会副会長</p> <p>2013年 5月 小平市顧問弁護士、現在に至る</p> <p>2016年 4月 小平市行政不服審査会委員、現在に至る</p> <p>2018年 6月 当社補欠社外取締役（監査等委員）</p> <p>同特別委員会委員、現在に至る</p> <p>2019年 4月 日本弁護士連合会常務理事</p> <p>2020年 6月 当社社外取締役（監査等委員）、現在に至る</p>

(注) 平田 稔、神田 安積及び木内 昭二の各氏は、当社の監査等委員である社外取締役であります。

## 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の概要

下記の図は、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（本プラン）の理解に資することを目的とするものであり、詳細については本文をご確認ください。



(注) 特別委員会による対抗措置の発動勧告は、原則として大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守する場合であっても当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合に行われるものとします。

以上



(添付書類)  
**事業報告**

# 1. 企業集団の現況に関する事項

## 1 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言などにより経済活動が停滞しました。消費活動の制限・自粛により個人消費は減少したものの、国内外の景気回復基調に伴い企業収益は2月以降、持ち直しの動きがみられました。当社インダストリアル機器部門に関連する住宅市場は、前年に対して新設住宅着工戸数全体では減少

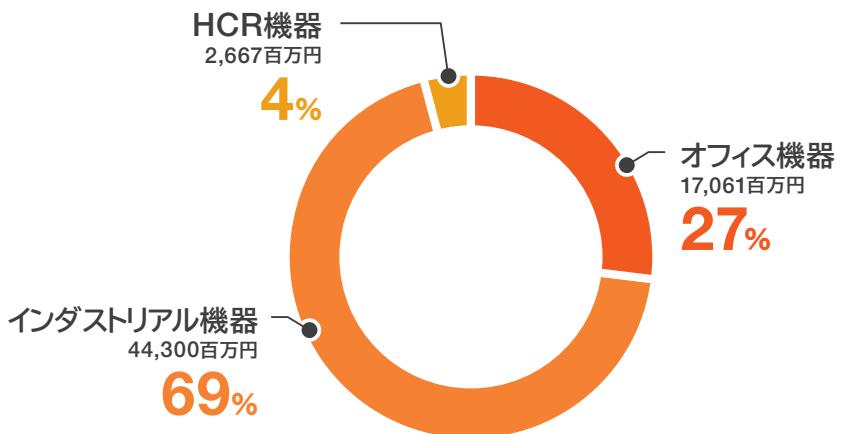
が続きましたが、持家の着工戸数は11月以降増加となっています。海外経済は、米国は個人消費の堅調な推移や設備投資の増加などにより急速に回復しているものの、欧州は感染再拡大を受けて経済活動が抑制されました。

このような状況の下で、当期は各セグメントで売上高は減収となりました。一方、セグメント利益では、オフィス機器部門は減益となったものの、インダストリアル機器部門は鉄筋結束機「ツインタイア」の欧米での拡販などにより増益、HCR機器部門は収益性が改善したことなどにより増益となりました。

売上高は640億2千9百万円（前期比8.1%の減収）、営業利益は66億8千5百万円（同11.9%の減益）となりました。経常利益は68億2千6百万円（同7.8%の減益）、親会社株主に帰属する当期純利益は51億5千3百万円（同6.5%の減益）となりました。



## 部門別売上高構成比



部門名	売上高	前期比増減率
オフィス機器	国内オフィス事業	7,452百万円 △8.9%
	海外オフィス事業	3,926 △13.2
	オートステープラ事業	5,683 △35.5
	部門計	17,061 △20.7
インダストリアル機器	国内機工品事業	18,764 △6.8
	海外機工品事業	15,513 7.9
	住環境機器事業	10,021 △8.1
	部門計	44,300 △2.4
HCR機器	部門計	2,667 △2.9
合計	64,029	△8.1

# オフィス機器部門

## 主要な事業内容

ホッチキス、ホッチキス針、紙針ホッチキス、オーステープラ、プラスチックリング製本機、ナンバーリング、パンチ、スタンプ台、朱肉、タイムレコーダー、タイムカード、チェックライタ、表示作成機、ラベルプリンタ、チューブマーカー、筆耕ソフト、筆耕マシン、平行定規などの製造・販売

## 国内オフィス事業

文具関連製品や表示作成機「ビーポップ (Bepop)」の販売が減少し、減収となりました。

## 海外オフィス事業

表示作成機「ビーポップ」は欧州でサイン需要があり増加となったものの、東南アジアを中心の文具関連製品の販売が低調に推移し、事業全体では減収となりました。

## オーステープラ事業

在宅勤務の拡大などの影響による取引先からの受注減で、機械・消耗品の販売が減少し、減収となりました。

## 売上高

■オーステープラ事業 ■海外オフィス事業 ■国内オフィス事業



## TOPICS

### シリコンカバー ホッチキス

スタンダードホッチキスに、可愛い動物デザインのカバーを装着、シリコン素材によって、触り心地も追及したホッチキスです。

近年文具は、機能だけでなくデザインやモチーフにもこだわって選ぶユーザーが増えており、同じモチーフを集める楽しさや、“自分だけ”という特別感があることも重要な要素となっています。

2019年12月に第1弾『みずべのいきもの』、2020年8月に第2弾『つめたいうみのいきもの』、2021年1月に第3弾『りくちのいきもの』シリーズを発売しました。



# インダストリアル機器部門

## 主要な事業内容

釘打機、ガンタッカ、ねじ打機、ステープル、ネイル、ねじ、エアコンプ レッサ、レーザ墨出器、鉄筋結束機、コンクリート用ピン打機、ガスネ イラ、ハンマドリル、充電式インパクトドライバ、充電式丸のこ、充電 式ピンネイラ、野菜結束機、誘引結束機、袋とじ機、充電式剪定はさみ、浴室暖房換気乾燥機、24時間換気システム、床暖房システム、ディスポーザシステム、住宅用火災警報器などの製造・販売

## 国内機工品事業

鉄筋結束機「ツインタイア」の専用消耗品の販売が引き続き堅調に推移しましたが、木造建築物向け工具の販売が減少したことで、事業全体では減収となりました。

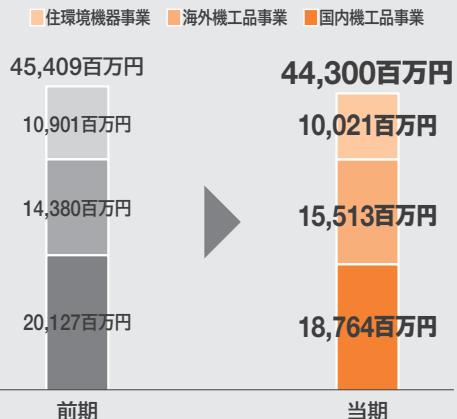
## 海外機工品事業

新型コロナウイルス感染症の影響により営業活動に制限があるものの、欧米の鉄筋結束作業の現場は稼働しており、鉄筋結束機「ツインタイア」を中心にコンクリート構造物向け工具の販売が増加し、增收となりました。

## 住環境機器事業

主力の浴室暖房換気乾燥機「ドライファン」は、リフォーム・リプレイス向けの販売は増加したものの、新築向けは減少しました。また、換気システムの販売も前年のブランドチェンジの影響により減少し、事業全体では、減収となりました。

## 売上高



## TOPICS

### 充電式鉄筋結束機 TWINTIER ウォーカーモデル

2017年11月に発売した「TWINTIER」シリーズの新モデルです。

床面の鉄筋結束作業は、下向きの姿勢や腰の曲げ伸ばしが続き、作業者の腰痛の軽減が課題となっています。「ウォーカーモデル」は立ち姿勢のまま・歩きながら作業が可能です。これにより作業者の腰への負担を大幅に軽減、現場の作業環境改善に貢献します。

鉄筋結束機事業のスローガンとして“結束の未来を、約束しよう。”を掲げ、今後も鉄筋結束作業の課題解決に、尽力していきます。



# HCR(Home Care&Rehabilitation)機器部門

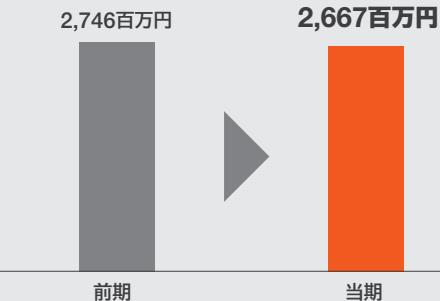
## 主要な事業内容

車いす、その他福祉用品の製造・販売

### HCR機器事業

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う営業活動の制限により、売上は減少したものの、高付加価値車いすの販売が堅調に推移したことに加え、固定費も減少し、収益性が改善したことで、増益となりました。

## 売上高



## TOPICS

### WAVIT Rooシリーズ

“座り心地をコーディネートする”をコンセプトにした独特なフレーム形状が特徴です。

折り畳み式車いす特有のフレームのしなりを抑えた“ブリッジ”や簡単にシートカラーを変えられる“リバーシブルシート”など新しい機能が充実したコンパクトな車いすです。

オフィスチェアを彷彿させるハードタイプのメッシュやパープル系のフレームカラーなどデザインにもこだわりました。

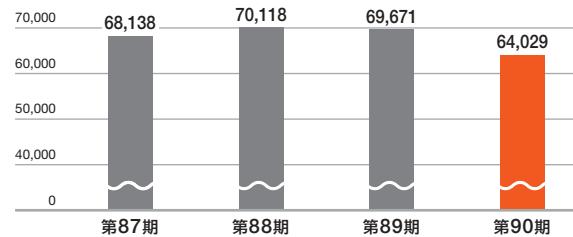


# 財産及び損益の状況

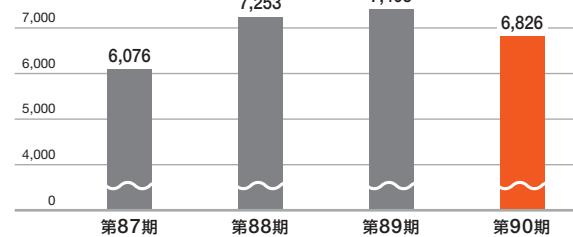
区分	期別 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第87期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第88期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	第89期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第90期(当期) (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高(百万円)		68,138	70,118	69,671	64,029
経常利益(百万円)		6,076	7,253	7,405	6,826
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)		4,654	5,064	5,510	5,153
1株当たり当期純利益(円)		94.46	102.91	112.66	105.79
総資産(百万円)		96,133	98,174	99,378	102,538
純資産(百万円)		71,574	73,950	75,972	78,696

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数に基づき算出しております。

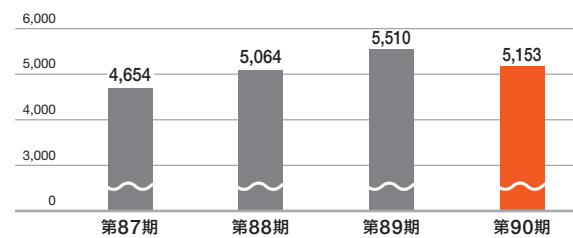
## 売上高(百万円)



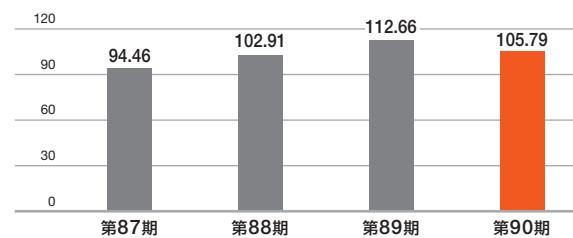
## 経常利益(百万円)



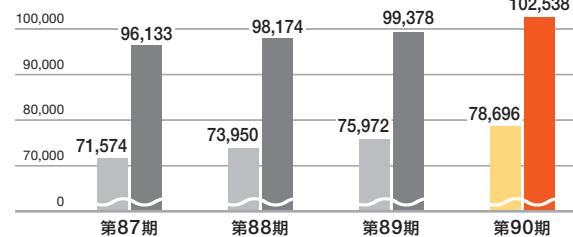
## 親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)



## 1株当たり当期純利益(円)



## 純資産／総資産(百万円)



## 2 対処すべき課題

### ～次なる飛躍に向けて～「失敗を恐れず、試すことで学び成長する」

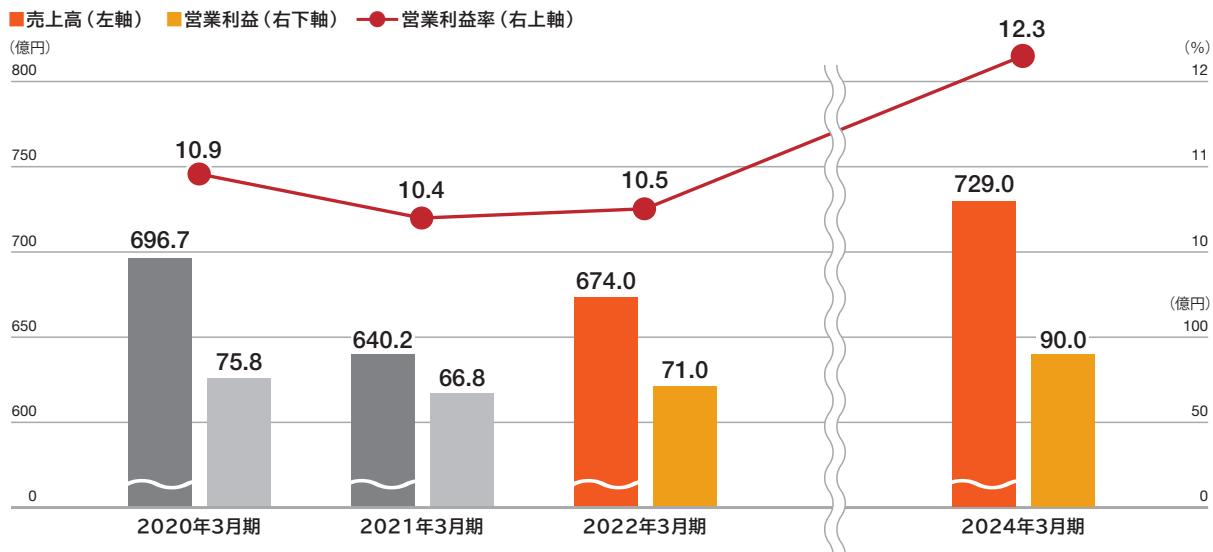
新型コロナウイルスの感染拡大によって世界の経済環境は一変しましたが、当社の仕事の進め方を見直す機会にもなりました。この経済環境の変化をチャンスと捉え、当社の持続的成長に向け、役員・社員一丸となって挑戦してまいります。

次なる飛躍に向けて、今回新たに策定した中期経営計画では、3ヶ年累計の戦略的投入36億円を軸に既存事業の拡大と収益力の強化、そして次代の柱となる新規事業の創出を狙います。

株主のみなさまにおかれましては、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### 中期経営計画 全社業績指標

	実績		次期事業計画		中期経営計画	
	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	増減率 (%)	2024年3月期	24/21 平均伸長率 (%)
売上高(億円)	696.7	640.2	674.0	5.3	729.0	4.4
営業利益(億円)	75.8	66.8	71.0	6.2	90.0	10.4
営業利益率(%)	10.9	10.4	10.5		12.3	
親会社株主に帰属する当期純利益(億円)	55.1	51.5	52.5	1.9	70.0	10.7
自己資本当期純利益率(ROE)(%)	7.4	6.7	6.6		8.0	



## 達成に向けた課題

### 1. 海外でのインダストリアル機器の成長：鉄筋結束機事業、AF（農業・食品）事業 (鉄筋結束機事業)

「TWINTIER（ツインタイア）」の発売以来、急速に事業拡大を続けておりますが、さらなる成長を目指し、重点的にリソースの投入を行います。

営業インフラ投資として営業拠点の増設や人員の増員により販売ボリューム拡大、未開拓エリアでの市場探索により成長のスピードアップを目指してまいります。

また、欧米の主要国でディーラー網を拡充するとともに、セールスをレベルアップさせることで戦力化を進め、販売チャネルの強化を図ります。

#### (AF事業)

環境保全や農業の生産性向上は、世界的に解決すべきテーマです。AF事業では、食品包装市場での「コニクリッパ」、農業市場での誘引結束機「テープナー」それぞれの消耗品において、環境・社会課題の解決に貢献しながら、世界市場での事業拡大を目指します。

### 2. 国内のビジネスモデルの変革：ICT投資とストックビジネスへのシフト

国内では、ICT投資により営業のデジタル化を進め、ビジネスモデルの変革と営業活動の効率化を支え、ストックビジネスを強化します。

住環境機器事業の浴室暖房換気乾燥機「ドライファン」では、累計販売台数670万台のストックを活用し、新規販売ルートの探索や登録ユーザーへのアプローチを実施します。

国内オフィス事業のビーポップ、食品表示用ラベルプリンタなど文字表示事業では、ユーザーにとって有用な情報を提供するなど満足度を高める施策により、1ユーザーあたりの使用量等の拡大を目指します。

国内機工品事業では、新設住宅着工戸数の減少トレンドを踏まえ、土木市場など新規市場の開拓を進め、鉄筋結束機などのコンクリート構造物向け工具の販売拡大を目指します。

### 3. 新規事業の創出：業績拡大につなげる製品の創出

新製品投入を市場開拓型、ラインナップ拡充型、モデルチェンジ型にわけ、投入の可否を判断することにしました。市場開拓型の新製品は、未知の領域に挑戦し、挑戦からの学びを促すよう、「将来」を重視して投入の可否を判断します。長期的には、新規事業の創出を戦略的にマネジメントできるよう、新製品における型別の最適投入比率を模索してまいります。

**コーポレートビジョン  
「世界中の暮らしや仕事を  
もっと楽に、楽しくする」**

このたび、コーポレートビジョンを定めました。人々がマックスを選ぶことで、それまでの暮らしや仕事が劇的に楽になり、一人ひとりが、より豊かで前向きに、仕事や暮らしを楽しめるようになる。そんなポジティブな未来へと進める人を、マックスが世界中に増やしていきたいという願いを表明しています。

### 3 設備投資の状況

当期において実施いたしました設備投資の総額は49億6千7百万円であり、その主なものは吉井新倉庫及び新大阪支店の建設並びに新製品の金型及び設備の更新などあります。

### 4 主要な借入先

会社名	借入金残高(百万円)
株式会社みずほ銀行	800
株式会社群馬銀行	650

### 5 使用人の状況

	使用人数(名)	前期末比増減数(名)
国内	1,250	△2
海外	1,258	△85
合計	2,508	△87

## 6 主要な営業所及び工場

### (1) 当社

本店	東京都中央区日本橋箱崎町6番6号
営業所	札幌支店(札幌市)、仙台支店(仙台市)、東京支店(中央区)、名古屋支店(名古屋市)、大阪支店(大阪市)、広島支店(広島市)、福岡支店(福岡市)
開発・工場	開発本部(佐波郡)、玉村工場(佐波郡)、藤岡工場(藤岡市) ※以上群馬県

### (2) 子会社

国内	マックス販売株(さいたま市)、マックス常磐株(北茨城市)、マックス高崎株(高崎市)、株式会社カワムラサイクル(神戸市)、マックス物流倉庫株(佐波郡)、マックスエンジニアリングサービス株(高崎市)
海外	MAX USA CORP.(ニューヨーク)、MAX EUROPE B.V.(オランダ)、Lighthouse(UK) Limited(イギリス)、MAX ASIA PTE.LTD.(シンガポール)、美克司香港有限公司(香港)、邁庫司(上海)商貿有限公司(上海)、MAX (THAILAND) CO.,LTD.(タイ)、MAX FASTENERS(M) SDN.BHD.(マレーシア)、美克司電子機械(深圳)有限公司(広東省)、美克司電子機械(蘇州)有限公司(江蘇省)、漳州立泰醫療康復器材有限公司(福建省)

## 7 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 親会社との関係

該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率(%)	主要な事業内容
MAX (THAILAND) CO.,LTD.	624百万タイバーツ	100.0	事務用、建築用機器の製造・販売
美克司香港有限公司	62百万香港ドル	100.0	事務用、建築用機器の販売
MAX FASTENERS (M) SDN.BHD.	8百万マレーシアリンギット	86.3 (3.7)	事務用、建築用機器の製造・販売
マックス常磐株式会社	315百万円	100.0	釘の製造・販売
株式会社カワムラサイクル	100百万円	100.0	車いす、その他福祉用品の製造・販売

(注) 当社の出資比率欄の( )内は、間接所有割合(外数)であります。

### (3) 企業結合の経過

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

### 株式の状況

(1) 発行可能株式総数 145,983,000株

(2) 発行済株式の総数 47,937,426株

※2021年2月26日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期末と比べて1,204,000株減少しております。

(3) 株主数 4,292名

(4) 単元株式数 100株

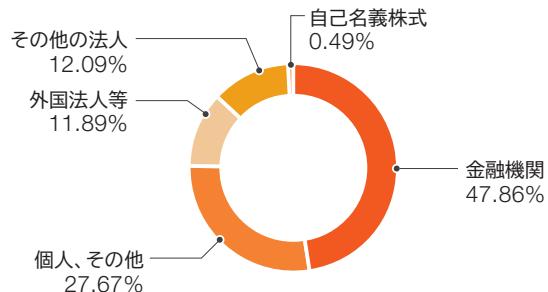
### (5) 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
第一生命保険株式会社	4,284	8.98
日本生命保険相互会社	3,762	7.89
マックス共栄会第一持株会	3,755	7.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,443	7.22
マックス共栄会第二持株会	3,106	6.51
株式会社みずほ銀行	2,234	4.68
株式会社群馬銀行	2,114	4.43
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,956	4.10
マックス従業員持株会	1,138	2.39
日本製鉄株式会社	1,044	2.19

(注) 持株比率については自己株式234,490株を控除して算出しております。

### 株式分布状況

(所有者別株式数比率) (2021年3月31日時点)



# 3. 会社役員に関する事項

## 1 取締役の状況

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	黒沢 光照	
専務取締役 上席執行役員	樋口 浩一	生産本部長兼システム統括担当
取締役 上席執行役員	山本 将仁	営業本部長
取締役 上席執行役員	小川 辰志	開発本部長
取締役 常勤監査等委員	海老 尚登	
社外取締役 監査等委員	平田 稔	公認会計士平田稔事務所公認会計士 関東いすゞ自動車株式会社社外監査役
社外取締役 監査等委員	神田 安積	弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックパートナー弁護士 ワイン・パートナーズ株式会社社外取締役(監査等委員)
社外取締役 監査等委員	木内 昭二	津の守坂法律事務所弁護士

- (注) 1. 2020年6月26日開催の第89回定時株主総会において、山本 将仁及び小川 辰志の両氏は取締役(監査等委員である取締役を除く。)に、木内 昭二氏は監査等委員である取締役に選任され就任いたしました。  
 2. 2020年6月26日開催の第89回定時株主総会において、常務取締役上席執行役員 小鶴 富雄氏は任期満了により退任いたしました。  
 3. 海老 尚登氏は、常勤の監査等委員を選定している理由は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を図るためにあります。  
 4. 監査等委員である取締役 平田 稔、神田 安積及び木内 昭二の各氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員であります。  
 5. 監査等委員である取締役 平田 稔氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 6. 次のとおり取締役の地位の変更がありました。

氏名	変更前	変更後	異動年月日
山本 将仁	取締役上席執行役員 営業本部長	常務取締役上席執行役員 営業本部長	2021年4月1日付

## 2 取締役の報酬等

### (1) 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		月額報酬 (固定報酬)	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く。）	152	94	58	—	5
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	40 (23)	40 (23)	— (-)	— (-)	4 (3)
合計 (うち社外取締役)	193 (23)	135 (23)	58 (-)	— (-)	9 (3)

- (注) 1. 上表には、2020年6月26日開催の第89回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く。）1名を含んでおります。  
 2. 取締役（監査等委員を除く。）に対する支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等は含んでおりません。  
 3. 業績連動報酬等は、第90回定時株主総会において決議予定の役員賞与です。  
 4. 業績連動報酬等の業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由並びに算定方法は、(3)役員報酬等の内容の決定に関する方針等③業績連動報酬等に関する方針に記載のとおりです。なお、当該指標となる当事業年度における成果配分利益の実績は10,516百万円であります。

### (2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、2016年6月29日開催の第85回定時株主総会において月額20,000,000円以内とすること、及び各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることを決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名です。

監査等委員である取締役の報酬等は、2016年6月29日開催の第85回定時株主総会において月額5,000,000円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることを決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

また、2020年6月26日第89回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名に対し、役員賞与として44,459,850円を支給すること、及び各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものと決議しております。

### (3) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を定めており、その概要は、次のとおりです。なお、決定方針の決定に際しては、あらかじめその内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

#### 決定方針の概要

##### ① 報酬の概要

当社の役員報酬等は、月額報酬（固定報酬）、業績連動報酬（役員賞与）及び役員持株会積立ての3つの要素から成り立っております。役員持株会積立ては、月額報酬及び業績連動報酬（役員賞与）それぞれから役員の職位ごとに定める一定の額を役員持株会に拠出することを義務づけているものです。なお、役員持株会から交付を受けた当該当社株式について、その在任中、継続して保有することを義務づけております。

また、月額報酬と業績連動報酬（役員賞与）の割合について、相互の割合に重点を置いてはおりませんが、業績連動報酬（役員賞与）につき、下記③の方針をもって、連結業績に対する健全なインセンティブとして作用するよう、その額を決定しており、かかる結果として、相互の割合が適切に定まるよう配意しております。

##### ② 月額報酬に関する方針

当社の月額報酬は、2016年6月の第85回定時株主総会で決議された報酬限度内において、役員としての役割・責任に基づき役員の職位ごとに固定報酬を設定することとしております。

##### ③ 業績連動報酬等に関する方針

当社は、経営基本姿勢に定める「成果配分の経営に徹する」に基づいて、本業での利益を重視し連結営業利益額に連動した業績連動報酬（役員賞与）を採用しております。業績連動報酬（役員賞与）の決定方法は、連結営業利益額をもとに算出した「成果配分利益」の28%を役員（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員賞与の総原資とし、社内規程に基づく計算により、月額報酬に連動した各人の業績連動報酬（役員賞与）を算出することとしております。

##### ④ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等については、取締役会の諮問機関である独立社外取締役を過半数とする報酬諮問委員会での審議、取締役会への答申を経て、役員の職位ごとの月額報酬（役員持株会積立て額を含む。）、株主総会に上程する役員賞与議案、及び役員賞与の個人別の額（役員持株会積立て額を含む。）を取締役会で決議します。なお、取締役会の決議は、報酬諮問委員会の答申を尊重して行います。

### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 監査等委員である取締役 平田 稔

##### ①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

兼職先である公認会計士平田稔事務所及び関東いすゞ自動車株式会社は、当社と特別な関係はありません。

##### ②当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当期開催の取締役会17回のすべてに、また監査等委員会17回のすべてに出席し、主に公認会計士として培われた知見や豊富な経験等に基づく見地から適宜必要な発言を行っております。

具体的には、経理処理及び内部統制のあり方について積極的に意見を述べており、さらには会計監査人の評価項目の整備を行うなど、意思決定の妥当性・適正性の確保や企業の信頼性向上のための適切な役割を果たしております。

また、2020年12月に設置した指名諮問委員会の委員として当事業年度に開催された委員会3回すべてに出席、2020年12月に設置した報酬諮問委員会の委員長として当事業年度に開催された委員会2回すべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。

##### ③責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

##### ④その他の事項

特定関係事業者との関係などの項目について、該当する事項はありません。

#### (2) 監査等委員である取締役 神田 安積

##### ①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

兼職先である弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック及びワイン・パートナーズ株式会社は、当社と特別な関係はありません。

##### ②当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当期開催の取締役会17回のすべてに、また監査等委員会17回のすべてに出席し、主に弁護士として培われた知見や豊富な経験等に基づく見地から適宜必要な発言を行っております。

具体的には、コンプライアンス及び内部統制の視点での妥当性及び適正性やメディア対応を中心とした外部へのメッセージの発信方法について積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性の確保や企業の信頼性向上のための適切な役割を果たしております。

また、2020年12月に設置した報酬諮問委員会の委員として当事業年度に開催された委員会2回すべてに出席、2020年12月に設置した指名諮問委員会の委員長として当事業年度に開催された委員会3回すべてに出席し、客

観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定や役員候補者の選定過程における監督機能を主導しております。

#### ③責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

#### ④他の事項

特定関係事業者との関係などの項目について、該当する事項はありません。

### (3) 監査等委員である取締役 木内 昭二

#### ①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

兼職先である津の守坂法律事務所は、当社と特別な関係はありません。

#### ②当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

2020年6月26日就任以降、取締役会14回のすべてに、また監査等委員会14回のすべてに出席し、主に弁護士として培われた知見や豊富な経験等に基づく見地から適宜必要な発言を行っております。

具体的には、コンプライアンスのみならず衡平性の視点での妥当性及び適正性や行政との関係構築のあり方について積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性の確保や企業の信頼性向上のための適切な役割を果たしております。

#### ③責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

#### ④他の事項

特定関係事業者との関係などの項目について、該当する事項はありません。

# 4.会計監査人の状況

## 1 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

## 2 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

## 3 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43百万円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。  
2. 当社の海外連結子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。  
3. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人と連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

## 4 非監査業務の内容

当社は有限責任 あずさ監査法人に対して、会計関連のアドバイザリー業務についての対価を支払っております。

## 5 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることとします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任理由を報告します。

# 5. 会社の体制及び方針

## 1 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト([https://www.max-ltd.co.jp/ir/kabunushi\\_soukai.html](https://www.max-ltd.co.jp/ir/kabunushi_soukai.html))の「第90回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」に掲載しています。

## 2 株式会社の支配に関する基本方針

「株式会社の支配に関する基本方針」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト([https://www.max-ltd.co.jp/ir/kabunushi\\_soukai.html](https://www.max-ltd.co.jp/ir/kabunushi_soukai.html))の「第90回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」に掲載しています。

# 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流动資産	47,246	流动負債	11,800
現金及び預金	21,421	買掛金	3,561
受取手形及び売掛金	12,628	短期借入金	1,850
有価証券	3,908	リース債務	222
商品及び製品	6,616	未払金	2,048
仕掛品	798	未払法人税等	565
原材料	1,090	未払消費税等	252
その他	785	賞与引当金	1,834
貸倒引当金	△1	役員賞与引当金	58
固定資産	55,292	製品保証引当金	68
有形固定資産	22,727	その他	1,338
建物及び構築物	6,483	固定負債	12,041
機械装置及び運搬具	3,536	長期借入金	150
土地	7,181	リース債務	379
リース資産	602	繰延税金負債	41
建設仮勘定	3,649	再評価に係る繰延税金負債	474
その他	1,274	製品保証引当金	13
無形固定資産	332	退職給付に係る負債	10,789
その他	332	資産除去債務	41
投資その他の資産	32,231	その他	151
投資有価証券	27,589	負債合計	23,842
長期貸付金	129	純資産の部	
繰延税金資産	3,607	株主資本	78,384
その他	914	資本金	12,367
貸倒引当金	△9	資本剰余金	10,517
資産合計	102,538	利益剰余金	55,872
		自己株式	△373
		その他の包括利益累計額	215
		その他有価証券評価差額金	1,259
		土地再評価差額金	△339
		為替換算調整勘定	236
		退職給付に係る調整累計額	△940
		非支配株主持分	97
		純資産合計	78,696
		負債・純資産合計	102,538

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

科目	金額
売上高	64,029
売上原価	36,704
売上総利益	27,325
販売費及び一般管理費	20,639
営業利益	6,685
営業外収益	
受取利息	74
受取配当金	104
受取賃貸料	15
補助金収入	50
その他	79
	324
営業外費用	
支払利息	42
為替差損	94
減価償却費	0
その他	46
	183
経常利益	6,826
特別利益	
投資有価証券売却益	29
過年度関税還付額	226
固定資産売却益	0
	256
特別損失	
固定資産廃棄損	16
投資有価証券売却損	0
構造改革費用	33
	50
税金等調整前当期純利益	7,032
法人税、住民税及び事業税	1,838
法人税等調整額	48
	1,887
当期純利益	5,145
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△8
親会社株主に帰属する当期純利益	5,153

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	34,983	流動負債	11,552
現金及び預金	10,542	買掛金	3,504
受取手形	1,243	短期借入金	2,111
売掛金	12,303	リース債務	172
有価証券	3,908	未払金	1,622
商品及び製品	4,839	未払法人税等	253
仕掛品	650	預り金	1,169
原材料	517	預り保証金	802
前払費用	275	賞与引当金	1,453
短期貸付金	302	役員賞与引当金	58
未収入金	323	製品保証引当金	68
その他	76	その他	336
貸倒引当金	△0	固定負債	9,712
固定資産	58,137	長期借入金	150
有形固定資産	17,251	リース債務	282
建物	4,548	再評価に係る繰延税金負債	474
構築物	175	退職給付引当金	8,707
機械及び装置	1,712	製品保証引当金	13
車両運搬具	16	その他	84
工具、器具及び備品	484	負債合計	21,265
土地	6,338	純資産の部	
リース資産	454	株主資本	70,949
建設仮勘定	3,520	資本金	12,367
無形固定資産	242	資本剰余金	10,517
投資その他の資産	40,643	資本準備金	10,517
投資有価証券	27,463	利益剰余金	48,437
関係会社株式	9,053	利益準備金	3,091
長期貸付金	385	その他利益剰余金	45,345
繰延税金資産	2,963	土地圧縮積立金	131
賃貸不動産	233	償却資産圧縮積立金	41
敷金及び保証金	88	別途積立金	33,770
その他	465	繰越利益剰余金	11,402
貸倒引当金	△9	自己株式	△373
資産合計	93,121	評価・換算差額等	906
		その他有価証券評価差額金	1,246
		土地再評価差額金	△339
		純資産合計	71,855
		負債・純資産合計	93,121

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

科目	金額
売上高	54,940
売上原価	35,588
売上総利益	19,352
販売費及び一般管理費	17,018
営業利益	2,333
営業外収益	
受取利息及び配当金	1,058
受取賃貸料	13
その他	50
	1,122
営業外費用	
支払利息	42
為替差損	103
その他	44
	190
経常利益	3,265
特別利益	
投資有価証券売却益	29
	29
特別損失	
固定資産廃棄損	6
投資有価証券売却損	0
	6
税引前当期純利益	3,287
法人税、住民税及び事業税	696
法人税等調整額	△16
当期純利益	2,608

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

マックス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人  
北関東事務所

指定有限責任社員 公認会計士 関 口 男 也 印  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 筑 紫 徹 印  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マックス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

マックス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人  
北関東事務所

指定有限責任社員 公認会計士 関 口 男 也 印  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 筑 紫 徹 印  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マックス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第90期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、監査等委員会を定期的に開催し、取締役会の議題についての事前検討、各監査等委員の活動状況の共有、意見交換等を行いました。監査等委員会による監査結果については、必要に応じて取締役に意見として伝えました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ④なお、三様監査の連携を図り監査の実効性及び効率性を高めるため、監査等委員、会計監査人、内部監査部門が出席する会合を開催し、監査状況について報告と情報交換を図ることにより監査環境の整備に努めました。

以上のように方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に關する基本方針は相当であると認めます。  
事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月12日

マックス株式会社監査等委員会

常勤監査等委員 海老尚登印

監査等委員 平田稔印

監査等委員 神田安積印

監査等委員 木内昭二印

監査等委員平田稔、神田安積及び木内昭二是会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。



# MAX REPORT

2020年4月1日 ≫ 2021年3月31日

# マックスの E nvironment S ocial G overnance

## ESGに対する考え方

当社が考えるESGへの取組みとは、「社是」の実現に向けた我々の活動プロセスそのものと考えています。

我々の能力や技術を最大限発揮して、お客様や社会が求める良い製品を創り出し継続的に販売することが、世の中がどれほど変化しても変わらない我々の使命です。我々の創り出す製品がお客様の生活や仕事を便利で快適なものに変え、堅実に存在し続ける企業を実現することで社会に貢献したいと考えています。

サステナビリティに関する情報を新たにHPに掲載しました。  
詳細は[こちら](https://www.max-ltd.co.jp/company/sustainability.html)をご覧ください。

<https://www.max-ltd.co.jp/company/sustainability.html>



社 是

一、良い製品を  
責任をもって供給する

一、全従業員の生活の向上と  
人材の養成に努める

一、社会に奉仕し、文化に貢献する  
堅実な前進を期する

## E 環境への取組み

### 太陽光発電の設置による環境負荷低減

2019年度、藤岡工場（群馬県）に太陽光発電設備を新設し、工場電力の約5%を賄うことが可能になりました。今後は、タイ工場、新物流倉庫（群馬県）にも太陽光発電設備を設置し、再生可能エネルギーの利用を拡大していきます。





## 事業活動を通じた社会課題の解決

この度、厚生労働省の「高年齢労働者安全衛生対策実証等事業」に、当社の製品及び取組みが選定されました。

### ◆実証対象対策

- ・腰痛の労働災害発生抑制を目的として鉄筋結束機『TWINTIER（ツインタイヤ）RB-400T-E』が選定
- ・表示作成機「ビーポップ」を活用した『表示をみんなで考えて不安全な行動をしない人づくりを行う対策』が選定

### ◆厚生労働省「高年齢労働者安全衛生対策実証等事業」とは

高年齢労働者安全衛生対策について、厚生労働省が委託する実証機関と有識者が、第三者として客観的に検証（実証）を行い、厚生労働省が結果を公表することで、適切な安全衛生対策の選択・導入を後押しし、高年齢労働者の安全衛生対策の推進を図ることを目的とした事業です。



厚生労働省 安全衛生実証  
実証番号：2020-03



TWINTIER（ツインタイヤ）RB-400T-E



厚生労働省 安全衛生実証  
実証番号：2020-04



表示作成機ビーポップ



## ガバナンスの強化

2020年12月、取締役の指名・報酬等に関する手続きにおいて、社外取締役の関与を強め、透明性、客觀性を強化することにより、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めることを目的に、取締役会の任意の諮問機関として指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置しました。各委員会の委員は、取締役会の決議により取締役から選任し、委員の過半数を独立社外取締役とすることとしています。

- ・各委員の過半数は独立社外取締役で構成
- ・妥当性及び適切性について審議し、取締役会へ答申又は意見の申述を行う

### 取締役会

取締役4名（監査等委員を除く。）  
監査等委員である取締役4名（内、社外3名）



答申

指名諮問委員会

報酬諮問委員会

# 株式に関するお手続きについて

株式に関する各種お手続きにつきましては、ご所有の株式が記録されている口座（証券会社の口座・特別口座）によって窓口が異なりますので、ご留意ください。

お手続き・ご照会の内容	証券会社の口座に記録された株式	特別口座*に記録された株式
単元未満株式の買取・買増請求 届出住所・氏名等の変更 配当金の受領方法・振込先の変更	口座を開設されている証券会社にお問い合わせください。	三井住友信託銀行にお問い合わせください。
郵便物の発送・返戻に関するご照会 未払い配当金に関するご照会 その他株式事務手続きに関する一般的なご照会		三井住友信託銀行にお問い合わせください。

\* 特別口座に株式をお持ちの株主様が株式の売却等のお取引をされる場合は、あらかじめ一般口座（証券会社の口座）に株式を振り替える必要があります。  
お手続きにつきましては、三井住友信託銀行にお問い合わせください。

## 【株式に関するマイナンバー制度のご案内】

市区町村から通知されたマイナンバーは、株式の税務関係の手続きで必要となります。このため、株主様からお取引のある証券会社等へマイナンバーをお届出いただく必要がございます。詳細につきましては、口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。

### 株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月開催
基準日	定時株主総会・期末配当金 毎年3月31日 その他必要のある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告いたします。
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人 事務取扱所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話照会先	0120-782-031 (受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝祭日を除く))
インターネット ホームページURL	<a href="https://www.smtb.jp/personal/agency/index.html">https://www.smtb.jp/personal/agency/index.html</a>
単元株式数	100株
公告の方法	当社ホームページに掲載いたします。 <a href="https://www.max-ltd.co.jp/">https://www.max-ltd.co.jp/</a> ただし、事故その他やむを得ない事由により、当社ホームページに掲載できない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。
上場証券取引所	東京

# MAX NETWORK -世界で広がる信頼のブランド-



マックスのグループ会社は、国内・海外合わせて19社。  
時代のニーズを捉えたマックスのビジネスを支えます。

## ① マックス販売株式会社

- 所在地：埼玉県さいたま市など全国6拠点
- 事業内容：オフィス機器、建設用工具の販売



## ② マックス常磐株式会社

- 所在地：茨城県北茨城市
- 事業内容：各種コイルネイリ、ねじの生産



## ③ マックス高崎株式会社

- 所在地：群馬県高崎市
- 事業内容：浴室暖房換気乾燥機などの生産



## ④ マックス物流倉庫株式会社

- 所在地：群馬県佐波郡玉村町
- 事業内容：当社商品の保管・輸送などの物流業務



## ⑤ マックスエンジニアリングサービス株式会社

- 所在地：群馬県高崎市
- 事業内容：当社商品のアフターサービス業務



## ⑥ 株式会社カワムラサイクル

- 所在地：兵庫県神戸市
- 事業内容：車いす、その他福祉用品の生産・販売



## ⑦ 美克司電子機械(蘇州)有限公司

- 所在地：中国江蘇省
- 事業内容：浴室暖房換気乾燥機の生産



## ⑧ 美克司電子機械(深圳)有限公司

- 所在地：中国広東省
- 事業内容：オートステープラ、電子事務機の生産



## ⑨ MAX (THAILAND) CO., LTD.

- 所在地：タイ
- 事業内容：オフィス機器、建設用工具の生産



## ⑩ MAX FASTENERS (M) SDN. BHD.

- 所在地：マレーシア
- 事業内容：ホッチキス、ホッチキス針の生産



## ⑪ MAX USA CORP.

- 所在地：アメリカ ニューヨーク州
- 事業内容：オフィス機器、建設用工具の販売



## ⑫ MAX EUROPE B.V.

- 所在地：オランダ
- 事業内容：オフィス機器、建設用工具の販売



# マックス 「心のホッキス・ ストーリー」



## マックス「心のホッキス・ストーリー」とは

マックス株式会社は、  
“あなたが今、心にホッキスしたいこと”をテーマに  
「今の幸せ」「家族の絆」「友だちとの思い出」など  
いつまでも心にとどめておきたい思いや出来事を  
毎年募集しています。

2010年よりスタートしたこの企画。  
毎年全国からたくさんのご応募をいただき、  
累計応募総数は95,246件となりました。  
これからもみなさまのご応募をお待ちしています！

## Award Result

### 結果発表

#### 第11回 マックス・心のホッキス大賞【チョコココアさん(鹿児島県 / 16歳)】

冬の冷え込んだある日、母は誕生日を迎えた。私たちは五人家族だが妹と弟は県外の祖父母宅へ行っていた。私は部活で残っていたので父と私で、母の誕生日をお祝いした。

誕生日プレゼントとして、私は母に手作りの絵本をあげた。中身は我が家によくある風景。母と私がけんかをして仲直りするまでの物語だ。私はこの絵本の制作に約二ヶ月を費やし、家族に協力してもらって巻末には一人ひとりからのメッセージも付け加えた。

絵本を渡す時は、やはり緊張した。どんな反応なのか、全く想像ができなかったからだ。恐る恐る母にその絵本を渡すと、母は最初驚いた顔をして、その後絵本を読み始めた。その時私は、照れ臭くなつてそっぽを向いていたが、少しすると鼻ををする音がした。パッと母を見るとその顔は

涙で濡れていた。驚いて何も言えなくなっている私に、「ありがとう。」と涙声で言ったのだ。それから母は大事そうにその絵本を抱えて、何度も何度も読んでいた。

久しぶりにその絵本の話になって、「今その本どうしてるの？」と聞くと、母は本棚から絵本を取り出した。「心が荒んだ日や疲れた時にたまに読んでいるんだよ。」と言っていて、私はそのことを全く知らなかった。てっきりあれきり、本棚にしまってあるものだと思っていた。もう三年前の絵本なのに、まだ大事に持っていてくれたことが私にとってたまらなくうれしかったことなど、母は知る由もない。



詳しくは「心のホッキス」で検索

心のホッキス



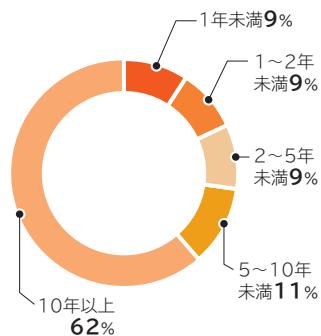
illustration © Jin KITAMURA

# 株主様アンケート結果のご報告

第90期第2四半期報告書において、株主様アンケートを実施し、合計547名様からご回答いただきました。誠にありがとうございました。この度頂戴しました貴重なご意見・ご要望を今後の事業活動や情報発信に活かしてまいります。

一部ではございますが、アンケート結果のご報告をさせていただきます。

## ●当社株式保有期間

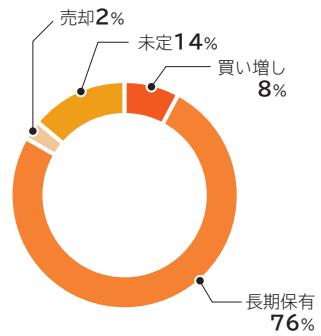


## ●当社株式購入理由

(複数回答)

配当利回り	43%	株主のみなさまへ	44%
安定性	42%	決算のPOINT	38%
将来性	30%	生活の中のMAX製品	34%
収益性	20%	セグメント別の概要	24%
事業内容	17%	会社情報	24%
経営方針、経営者の考え方	15%	株式の状況	23%
財務内容・業績	13%	MAX NEWS	20%
独自性	13%	マックス「心のホッキス・ストーリー」	9%
知名度	11%		
その他	19%		

## ●当社株式保有方針



# メモ欄

メモ欄

## 株主総会会場ご案内図



東京都中央区日本橋箱崎町6番6号  
**当社本店 8階会議室**

2021年 6月29日 (火曜日)  
午前10時(受付開始 午前9時)

お問い合わせ先 03-3669-0312



- 地下鉄 (日比谷線、東西線) 茅場町駅下車4b出口 徒歩約5分
- 地下鉄 (半蔵門線) 水天宮前駅下車2出口 徒歩約5分

**NAVITIME**

出発地から株主総会会場まで  
スマートフォンがご案内します。

目的地入力は不要です!

右図を  
読み取りください。



駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいよう、お願い申しあげます。

昨年から、株主総会ご出席株主様へのお土産のご提供を取りやめさせて  
いただいております。何卒ご理解くださいようお願い申しあげます。



ミックス  
責任ある木質資源を  
使用した紙  
FSC® C013080



この印刷物は、植物油の  
インキを使って印刷して  
おります。